

医療ワンポイントアドバイス 高齢者の住まいについて



地域医療連携室
医療ソーシャルワーカー 泉本 綾子

みなさんは、街の看板や新聞の折り込みチラシなどで“高齢者専用住宅”“ケア付きホーム”などの名称を目についたことがありますか。名称がばらばらなので、「ここはどんな施設なのだろう?」「どんな人が入れるの?」など疑問に思われる方も多いと思います。高齢者向けの住宅は、これまで法的な定義がはっきりしないため、実態が分かりにくいものもありました。住み慣れた環境で、必要なサービスを受けながら暮らし続けることができるよう、平成23年10月高齢者住まい法の改正により、サービス付き高齢者向け住宅の制度が始まりました。今回はそのお話をさせていただきます。

サービス付き高齢者向け住宅では、一定の規模や設備が整えられた住宅で、ケアの専門家による介護や医療サービスを受けることができます。入居対象は、高齢の独り暮らしの世帯、高齢者夫婦の世帯や高齢者と同居されている世帯です。居室は個室でプライバシーにも配慮されています。なかには、夫婦で入居できるところもあります。入居の費用として、敷金、家賃、介護サービス費や食費などがかかります。いわば賃貸マンションに住みながら、介護や医療サービスが受けられるという感じです。家庭に近い雰囲気で生活ができるという長所もありますが、自立されている方の入居はできないことや、医療依存度の高い方は対象とならないなどの制限もあります。費用や入居の対象は各住宅により異なりますので、サービス付き高齢者住宅に直接お問い合わせになるか当室までご相談ください。

「サービス付き高齢者向け住宅」の登録基準

規模・設備

- 各専用部分の床面積は、原則25m²以上
(ただし、居間、食堂、台所そのほかの住宅の部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合は18m²以上)
- 各専用部分に、台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室を備えたものであること
(ただし、共有部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備または浴室を備えることにより、各戸に台所、収納設備または浴室を備えずとも可)
- バリアフリー構造であること



段差のない床



手すりの設置



廊下幅の確保

サービス

安否確認サービスと生活相談サービスが必須のサービスです。ケアの専門家が少なくとも日中建物に常駐し、これらのサービスを提供します。

ケアの専門家

- 社会福祉法人・医療福祉法人・指定居住サービス事業所等の職員
- 医師 ●看護師 ●介護福祉士 ●社会福祉士 ●介護支援専門員
- ホームヘルパー1級または2級の資格を保持する者

これらのサービスの他に、介護・医療・生活支援サービスが提供されている場合があります。どのようなサービスが利用可能なのか、入居前に事業者からの説明を聞き、比較検討することが大切です。



地域医療連携室では、高齢者の住まい以外のご相談も承っております。相談は無料で秘密も固くお守りします。お気軽にご相談ください。

地域医療連携室 Tel0721-24-6100(直通) 月～金/8:30～17:00 土/8:30～12:30(祝日を除く)